

平成 25 年 7 月 24 日

地方交付税削減への対応について（千葉市提案）

千葉市長 熊谷 俊人

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供を保障するための地方固有の財源であり、地方交付税法第 3 条第 2 項では、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」とされている。

しかしながら、国は、平成 25 年度において、地方自治体が国に先駆けて行ってきた人件費削減等の行財政改革の努力を顧みることなく、地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減を行った。また、この過程において、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されず、地方側との協議を尽くさないまま、一方的に削減を行ったところである。このような措置は、地方交付税法の趣旨に反するとともに、地方分権の流れに逆行するものであり、また、市民生活に直接かつ多大な影響を与えかねず、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

国は、今回の措置を平成 25 年度限りのものとしているが、仮に、平成 26 年度も一方的に同様の措置を行うようなことがあれば、具体的な行動を起こす必要があると考える。

そこで、指定都市市長会として、国に対してどのような対応が考えられるか、検討するよう提案するものである。